



2024年合格目標

弁理士

【宮口クラス限定】短答＆論文対策ゼミ

苦手分野を一掃し、最終合格を目指す！

- 宮口クラス専任チューターである安西講師による特別フォローアップゼミ！
- 相談役として数多くの受験生の話を聞いてきたからこそできる、受験生目線の丁寧な指導で、2024年度の合格を一気に引き寄せます！

9/16. 土 開講

18:00 新宿エルタワー本校

担当講師 安西 悠 LEC専任講師

Profile

東京大学大学院総合文化研究科広域科学専攻博士課程修了。
LEC入門講座 宮口クラス出身。2012年に弁理士試験合格。現在は、都内特許事務所で、ジュニアパートナーとして実務に従事する側ら、LECで論文試験対策講座の講師や宮口クラスのチューター等を務める。

弁理士合格への道のりには、受験生が必ずぶつかる壁（苦手とする分野）が存在します。今はまだ、何が苦手なのかもわからない状況で学習を進めている方も多いと思いますが、受験生の躊躇のポイントは毎年ほぼ同じです。そして、その躊躇のポイントをクリアすることで、圧倒的有利に学習を進めることができます。

このゼミでは、私が宮口クラスのチューターとして数多くの受験生の相談に乗ってきた経験から導き出した、受験生が必ず苦手とする分野をピックアップして講義を行います。

昨年多くの一発合格者が、このゼミで壁を乗り越えていきました。皆さんもぜひ、私と一緒に苦手分野を一掃し、最終合格をつかみ取りましょう！

安西悠の苦手克服
パーソナルワークトゼミ定員
30名

全10回

ゼミ説明会開催 9/2 土 17:15~18:00

予約不要

参加無料

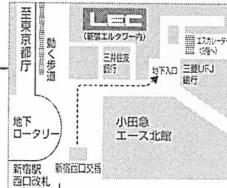
MH24010

◎ www.lec-jp.com/school/l-tower/

れっく LEC 東京リーガルマインド

新宿エルタワー本校 ☎ 03-5325-6001

〒163-1518 新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー(受付18階) ■受付・開館/HP等でご確認下さい。

この広告物は発行日現在のものであり事前の告知なしに変更する場合があります。予めご了承下さい。 発行日:2023年7月28日 / 有効期限:2023年12月23日
著作権者 株式会社東京リーガルマインド © 2023 TOKYO LEGAL MIND K.K., Printed in Japan 無断複製・無断転載等を禁じます。 [MV2307002]

第1回

2023 安西悠の苦手克服パーソナル問題 (第1回 特許法論文<基本問題>)

[特許・実用新案]

【論文基礎力完成講座 講義編第1回 第7問】

甲は、自ら発明イをし、明細書及び特許請求の範囲に発明イを記載して、特許出願Aをした。その後、特許出願Aは出願公開された。

この設例において、以下の(1)、(2)について答えよ。なお、各設問は独立しているものとする。

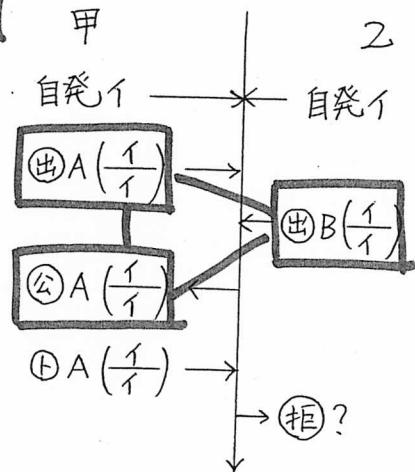
(1) 乙は、自ら発明イをし、特許出願Aの出願日後であって出願公開前に、明細書及び特許請求の範囲に発明イを記載して特許出願Bをした。その後、特許出願Aについて特許権の設定の登録がされた。この場合において、特許出願Bに係る発明イについて想定される拒絶理由を、根拠とする条文及び引用例を示して説明せよ。

(2) 乙は、自ら発明イ及びその改良発明ロをし、特許出願Aの出願公開後に、明細書に発明イ及びロを、特許請求の範囲に発明ロを記載して特許出願Cをした。この場合において、特許出願Cに係る発明ロについて想定される拒絶理由を、根拠とする条文及び引用例を示して説明せよ。

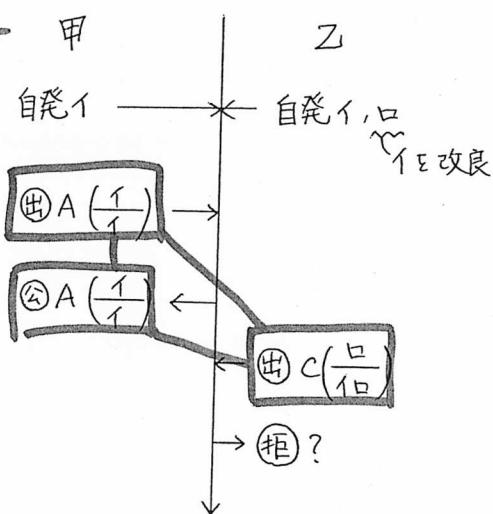
【100点】

論基礎講義編 第1回第7問

(1)



(2)



(1)にについて

1. 29

・ B_前 = イは公知でない → セーフ

2. 29-2

・ AはBの日_前に(出)

・ B_後 = 公開

・ イはAの当_初明等あり

・ (出)異(但)

・ (發)異(か)

→ Aを拒(49Ⅱ)

3. 39

・ AはBの日_前に(出)

・ イはAの請にあり

・ Aは①

→ Aを39の拒(49Ⅱ)

(2)にについて

1. 29①

・ C_前 = 口は公知でない → セーフ

2. 29②

・ C_前 = イが公知 (64, 29①Ⅳ)

・ (進)とは~

→ 容易想到ならAを拒(49Ⅱ)

3. 29-2

假定形

・ 時系列 NG

・ 口はAの当_初明等なし

→ セーフ

4. 39

・ 口はAの請なし → セーフ

以上

1 ■ 苦手克服パーセクトゼミ 第1回 特許法論文<基本問題>

【論文基礎力完成講座講義編第1回第7問】

■新規性（29条1項）で拒絶される場合

出願前に、

- ①出願に係る発明（特許請求の範囲に記載されている発明のこと）が公知、又は
- ②その下位概念が公知になっていること

■進歩性（29条2項）で拒絶される場合

- ①出願前に、出願に係る発明（特許請求の範囲に記載されている発明のこと）と同一でない発明が公知になっていること
- ②当業者が当該公知発明に基いて、出願に係る発明（特許請求の範囲に記載されている発明のこと）に容易に想到できること

(※注：新規性があっても進歩性で拒絶される可能性があるため、29条2項の検討は、常に念頭においておくべきである。尚、出願前に公知発明が全くない場合には、29条1項の検討まで十分である（基づくべき公知発明がないのだから29条2項は検討するまでもない。）。

■拡大先願（29条の2）で拒絶される場合 → 相手になるのは、国内出願である。

- ①相手の出願が、自分の出願の出願日前に出願されていること
- ②自分の出願の出願後に、相手の出願が出願公開されること
- ③自分の出願に係る発明（特許請求の範囲に記載されている発明のこと）が、相手の出願の当初明細書等に記載されていること
- ④両出願の出願人が異なること（29条の2但書）・・・「ただしい出願人」
- ⑤両出願の発明者が異なること（29条の2かつこ書）・・・「かつこいい発明者」

■先願（39条）で拒絶される場合 → 相手になるのは、国内出願である。

- ①相手の出願が、自分の出願の出願日前又は同日に出願されていること
- ②自分の出願に係る発明（特許請求の範囲に記載されている発明のこと）が、相手の出願の特許請求の範囲に記載されていること ⇒ クレーム同士で比較
- ③相手の出願に係る発明が登録されていること（先願の地位が確定すること）

(※注：③については、本試や答練では、「相手の出願に係る発明が登録されているかどうか」が不明であることが多い。原則として「登録されることを前提に解いていく」ことでよいが、問題によって、「相手の出願に係る発明が登録されているかどうか」で

1 ■ 苦手克服パーソナルゼミ 第1回 特許法論文<基本問題>

【論文基礎力完成講座講義編第1回第7問】

設問（1）について

1. 29条

B前にイは公知でないため適用はない。

2. 29条の2

AはBの日前に出願され、B後に公開され、イはAの当初明細書等にあり、AとBの出願人、発明者は異なる（同但書、かっこ書）。よって、Aにより拒絶される（49条2号）。

3. 39条

AはBの日前に出願され、イはAの特許請求の範囲にあり、Aは設定登録されている。よって、Aにより同1項で拒絶される（49条2号）。

設問（2）について

1. 29条1項

C前にロは公知でないため適用はない。

2. 29条2項

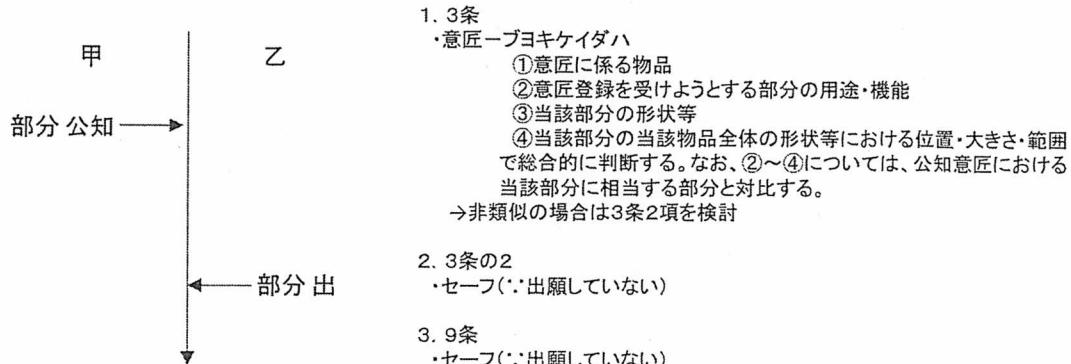
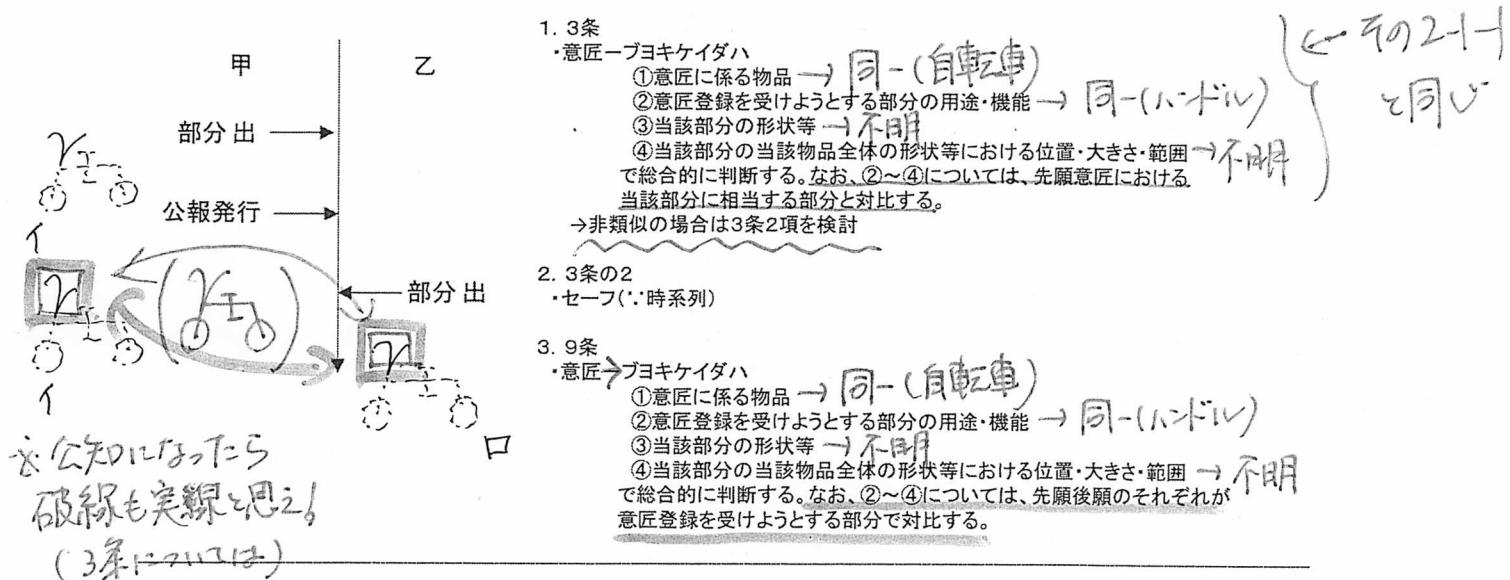
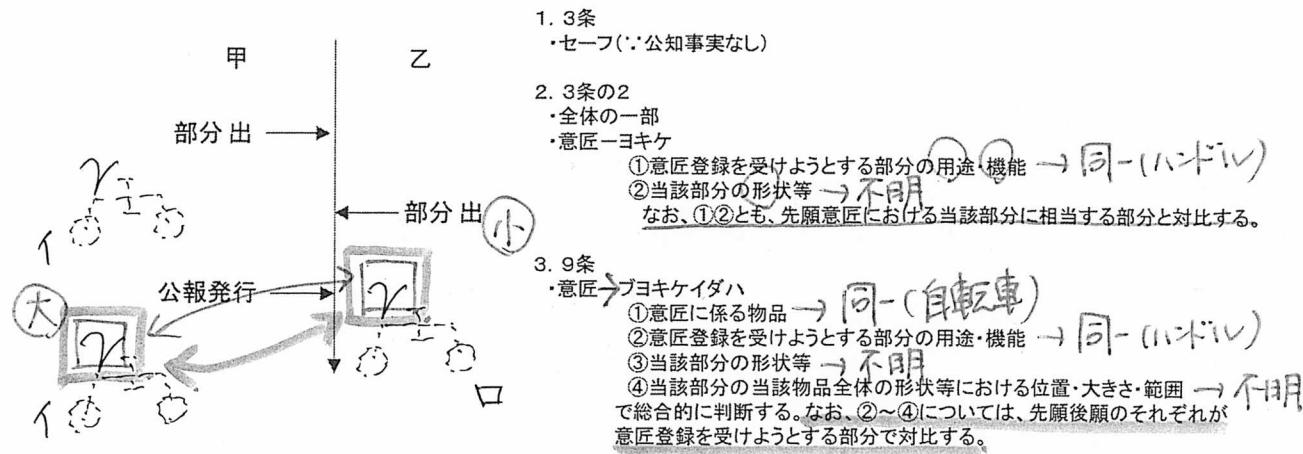
C前にイが公知である（64条、29条1項3号）。

進歩性の判断は、先行技術に基づいて、当業者が請求項に係る発明を容易に想到できたことの論理づけができるか否かを検討することにより行われる。当業者がイに基づいて容易にロに想到できたことの論理づけができる場合には、Aにより拒絶される（49条2号）。

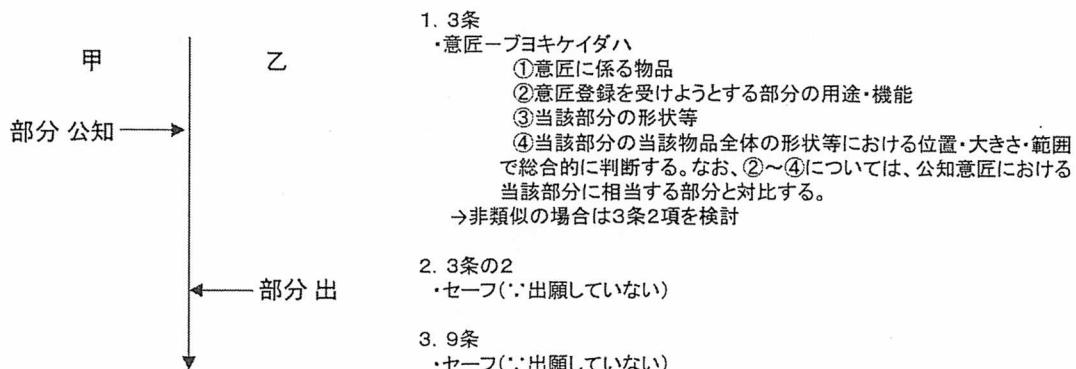
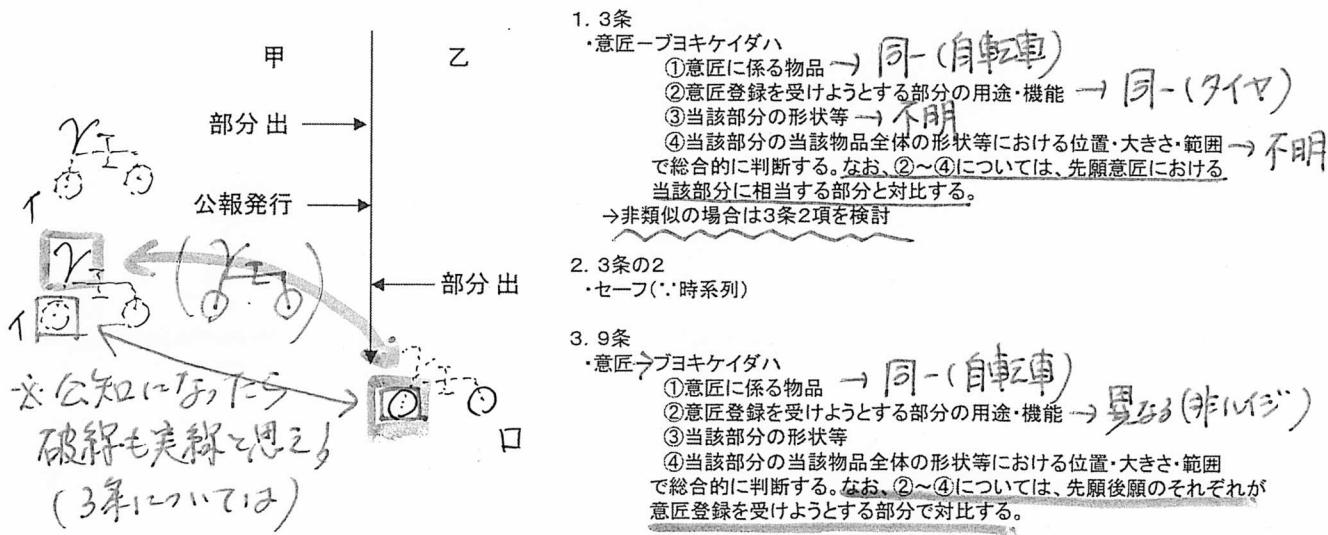
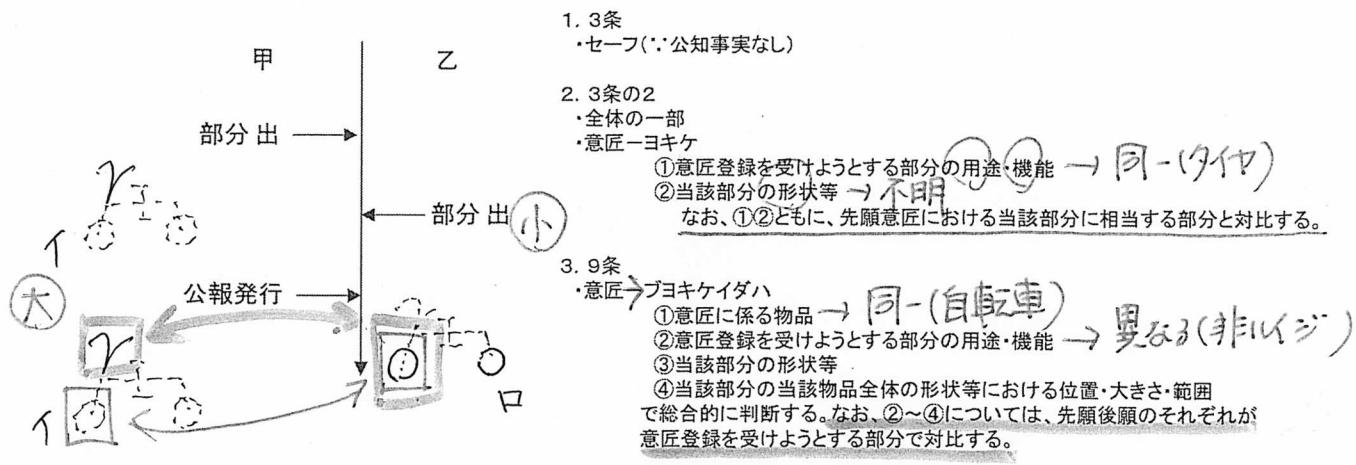
第2～5回

8 ● 2023 安西悠の苦手克服パーソナルセミナー

【時系列3点セット その5-1】 部分（ハンドル）vs部分（ハンドル）



【時系列3点セット その5-2】 部分（ハンドル）vs部分（タイヤ）



●国内消尽

★特許権者等が特許製品を国内で譲渡した場合、その特許権は消尽し、特許権の効力は当該特許製品の譲渡等に及ばない。

★①譲渡都度、許諾要せば、円流阻害、かえって自分と目的反す、②代金取得で公開代償、流通過程で二重不要。

①譲渡等の都度、特許権者の許諾を要するとすれば、商品の自由で円滑な流通が阻害され、かえって特許権者自身の利益を害し、法目的（1条）にも反する。

②また、譲渡代金の取得により、特許発明の公開の代償を確保する機会は保障されており、特許権者が流通過程において二重の利得を得る必要性はないからである。

■特実7：最判 平成11年4月16日「メシル酸カモstatt事件」

関連条文：67条4項、67条の5

★特許権の存続期間満了後に特許発明の技術的範囲に属する後発医薬品を製造販売することを目的として、薬事法（薬機法）の承認申請のためにする特許権存続期間中の試験は69条1項に該当し、特許権の効力は及ばない。

★いいよイチロー、メシル酸

①医薬品の承認申請のための試験が69条1項の「試験」に当たらないと解し、特許権存続期間中は特許発明の技術的範囲に属する化学物質等の生産等を行えないすると、存続期間満了後も第三者は当該発明を自由に利用できない。これは、特許制度の根幹に反する。

②他方、第三者が存続期間中に承認申請のための試験に必要な範囲を超えて、存続期間満了後に譲渡する後発医薬品を生産等することは、特許権を侵害する。

③そう解する限り、特許権者にとっては、存続期間中の特許発明の独占的実施による利益は確保されるのであって、もしこれを、同期間中は上記生産等をも排除し得るものと解すると、特許権の存続期間を相当期間延長するのと同様の結果となる。これは特許権者に付与すべき利益として特許法が想定するところを超える。

■特実8：最判 平成11年10月22日「ポリペプチド事件」

関連条文：67条4項、67条の5

★延長を求める期間は、「試験開始日と設定登録日のうち遅い方」から「承認到達日前日」までの期間である。

[特許・実用新案]

【問題II】

製薬会社甲は、特許請求の範囲に記載された請求項の数が1のみであって、当該請求項1における記載が「製法Xによって生産される化合物αを有効成分として含有する、口腔内崩壊※型の錠剤。」である、発明イに係る特許権Pの特許権者である。

特許権Pは、平成23年9月1日に特許権の設定登録がなされ、令和5年7月2日時点も存続しており、令和6年2月1日に特許出願の日から20年となる。

甲は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(以下、「医薬品医療機器等法」という。)上所定の承認を得た上で、発明イの実施品である錠剤Aを製造し、販売している。

各設問1、2及び3はそれぞれ独立しているものとし、以上の事実及び各設問に記載された事実のみを前提として、以下の各設問に答えよ。なお、医薬品医療機器等法固有の問題を考慮する必要はない。

※口腔内崩壊・・・錠剤を舌の上にのせると唾液又は少量の水分により錠剤がすばやく崩壊すること。

1 甲は、単独で特許権Pを有している。

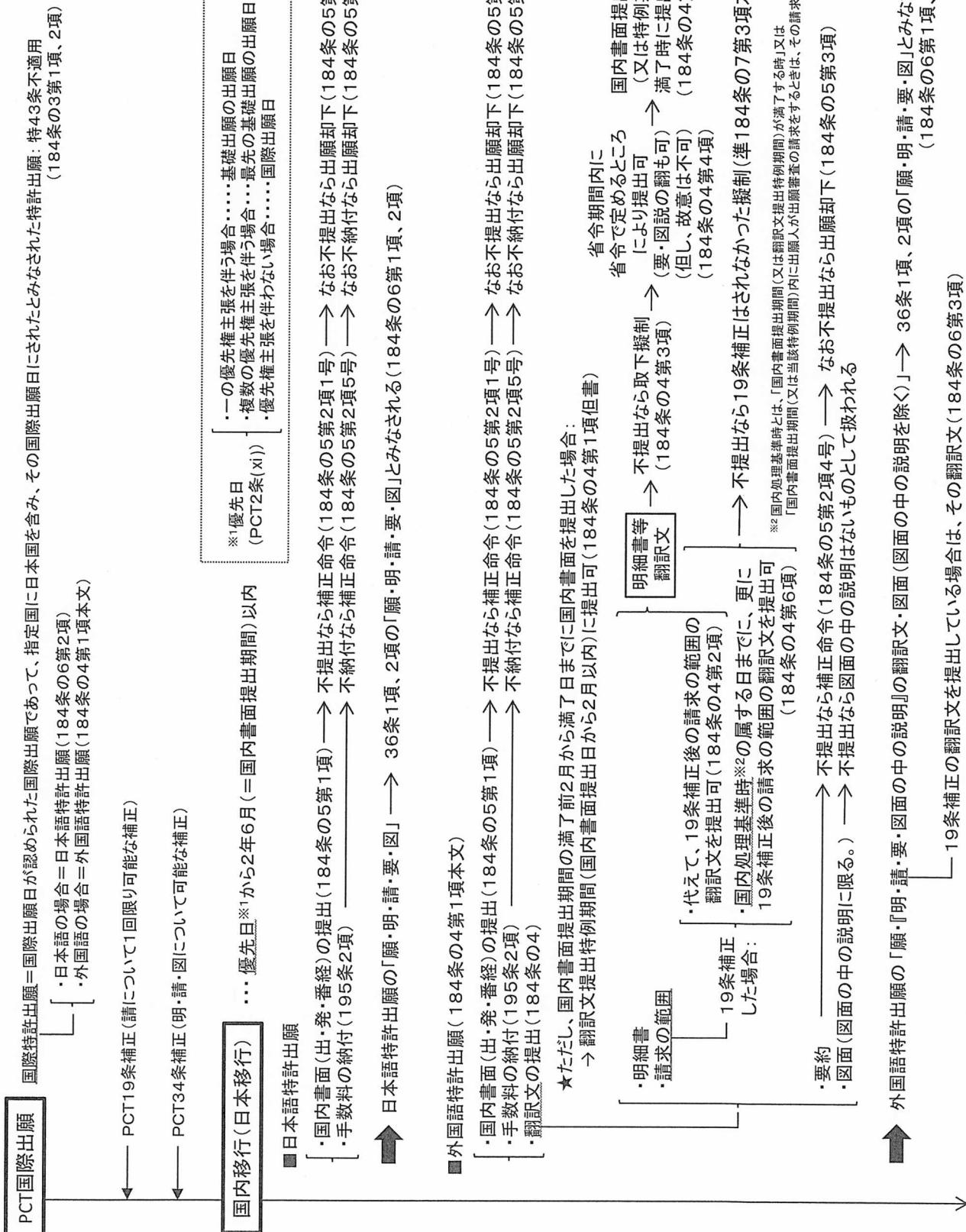
製薬会社乙は、甲に無断で、平成27年6月1日から同年8月31日まで、自社の研究所内で発明イの技術的範囲に属する錠剤Bを生産し、発明イの技術的効果を確認・評価するための実験にのみ使用していた(以下、「行為1」という。)。

また、乙は、甲に無断で、令和元年6月1日から令和2年12月25日まで、錠剤Bを製造販売する上で医薬品医療機器等法所定の承認申請を行う際に必要な資料を得るために、錠剤Bを生産し、必要な試験を行った(以下、「行為2」という。)。

その後、錠剤Bの製造販売に係る医薬品医療機器等法上所定の承認を得られることを見込んで、乙は、特許権Pの存続期間満了後ただちに錠剤Bを販売するべく、甲に無断で、令和5年6月1日から、錠剤Bの製造を開始した(以下、「行為3」という。)。

乙の行為1、2及び3が、特許権Pの侵害を構成するか否か、行為ごとに説明せよ。

【40点】
(次頁に続く)



別添表：特許協力条約に基づく国際出願と優先権との関係

優先権の主張の基礎となる 先の出願	優先権の主張を伴う 後の出願	主張することができる 優先権	先の出願の みなし取下げ時期	優先権の主張 取下げ可能期間
国内出願	日本を指定国に含む 国際出願(自己指定)	国内優先権 (PCT第8条(2)(b)、 特許法第184条の3第1項 及び第41条第1項)	先の出願の日から1年4月経過 時 (特許法第42条第1項及び 特許法施行規則第28条の4第2 項)	優先日から30月経過前(※) (PCT規則90の2. 3(a)及び 特許法第184条の15第1項)
日本及び他国を指定 した 国際出願	国内出願	国内優先→「国内処理基準時」、 又は、「国際出願日から1年4月 経過時」のいずれか遅いとき (特許法第184条の15第4項、 第42条第1項及び 特許法施行規則第38条の6の5) 又は、パリ条約第41条、 第184条の3第1項、 第184条の15第4項及び第41条、 又は、パリ条約第4条A)	国内優先→先の出願の日から 1年4月経過前 (特許法第42条第2項及び 特許法施行規則第28条の4第2 項)	国内優先→先の出願の日から 1年4月経過前 (特許法第42条第2項及び 特許法施行規則第28条の4第2 項)
	日本を指定国に含む 国際出願	パリ条約による優先権 (PCT第8条(2)(a)及び パリ条約第4条A)	なし	優先日から30月経過前 (PCT規則90の2. 3(a))

※ 先の出願から1年4月経過後であっても優先日から30月経過するまで、優先権の主張を取り下げることはできるが、
みなし取下げとされた先の出願が再度係属することはない。

[問題2 R3-特実6]

特許出願に関する優先権に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとし、文中に記載した優先権の主張は取り下げられていないものとする。

また、以下において、「国内優先権」とは、特許法第41条第1項に規定する優先権をいうものとする。

(イ) 略

(ロ) 優先権の主張の基礎とされた先の出願が国内出願であり、優先権の主張を伴う後の出願が日本国を指定国に含む国際出願（いわゆる自己指定）である場合、優先日から30月を経過する前はその優先権の主張を取り下げることができる。

(ハ) 国内優先権の主張の基礎とされた先の国際特許出願は、国内処理基準時又は国際出願日から経済産業省令で定める期間を経過した時のいずれか遅い時に取り下げたものとみなされる。

(ニ) 略

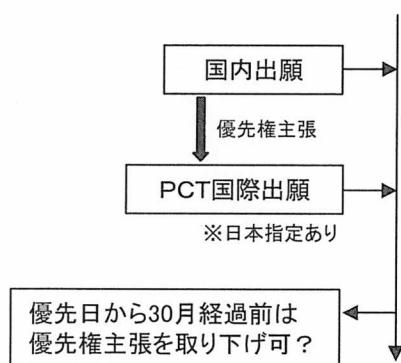
(ホ) 略

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

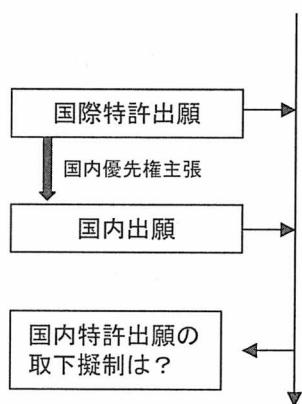
[問題2 R3-特実6]

(イ) 略

- (ロ) ○ (特許審査基準第V部第2章別添表の上段。優先日から30月を経過する前はその優先権の主張を取り下げることができる (PCT規則90の2.3(a)、特184条の15第1項)。)



- (ハ) ○ (特許審査基準第V部第2章別添表の中段。国内処理基準時又は国際出願日から経済産業省令で定める期間を経過した時のいずれか遅い時に取り下げたものとみなされる (特184条の15第4項))。

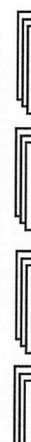


(二) 略

(ホ) 略

第1節 国際登録出願(=日本から出していく出願:内外)

- ①日本国民
- ②日本国内に住所若しくは居所(法人・営業所)を有する外国人
(68条の2第1項柱書前段)
- ③経省令で定める要件に該当すれば(=全員が出願人適格を有すれば)、二人以上まで(68条の2第1項柱書後段)



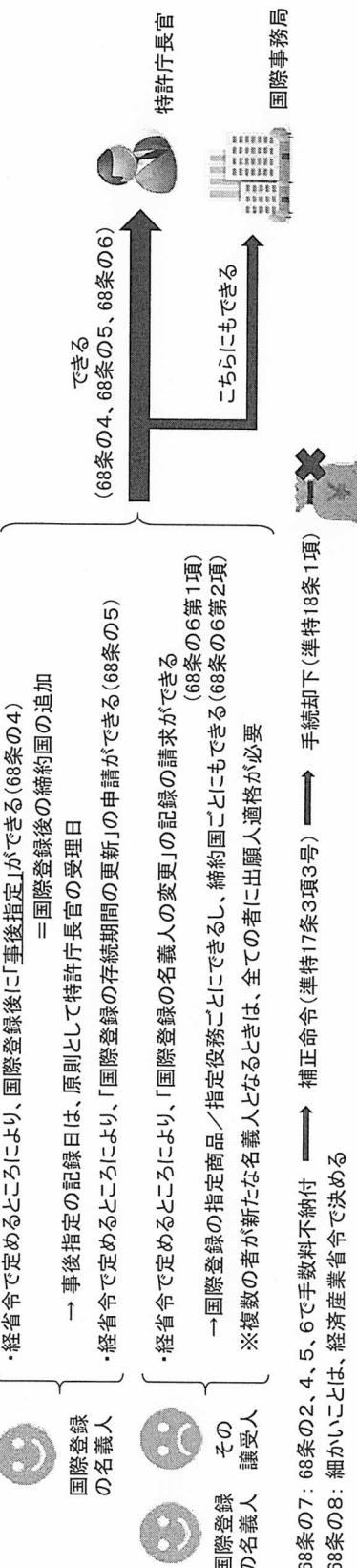
(※係属中) (※現に有効) (※現に有効)
(68条の1号)(第1項1号)(第1項2号) (第1項2号)



国際登録出願
(68条の3第1項)
※議定書には規定なし



■出願後の手続 (①事後指定、②「国際登録の存続期間の更新」の申請、③「国際登録の名義人の変更」の記録の請求)



…経省令で定めるところにより外國語(英語)で作成(68条の2第2項)

・保護を求める締約国の国名(68条の2第3項1号)

→ただし、自己指定は不可(議定書3条の2但書)

・保護を求める商品／役務(68条の2第3項2号)

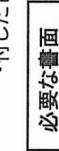
→ニース協定1条の国際分類のこと(68条の2第3項2号)

・識別性の特徴として色彩を主張する(議定書3条(3)の適用)ならば、

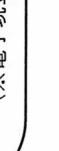
・その旨

・付した色彩／その組合せ(68条の2第4項)

必要な書面
(※電子現金納付等の場合には納付番号を記載)

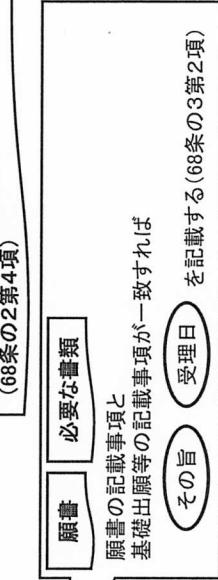


手数料(特許印紙)を添付した書面等
(※電子現金納付等の場合には納付番号を記載)



+ 識別性の特徴として色彩を主張する
(議定書3条(3)の適用)ならば

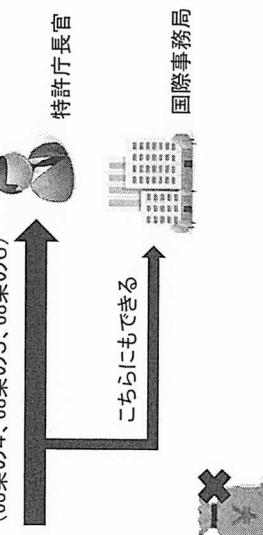
その色彩を付した商出商標／登録防護標章の写し
(68条の2第4項)



願書に添付
(68条の3第1項)

願書の記載事項と
基礎出願等の記載事項が一致すれば

○その旨 ○受理日 を記載する(68条の3第2項)



できる



○その旨 ○受理日 を記載する(68条の3第2項)



能够

■68条の7: 68条の2、4、5、6で手数料不納付

→ 業務命令(準特17条3項3号)

→ 手続却下(准特18条1項)



■68条の8: 細かいことは、経済産業省令で決める

令和5年度弁理士試験論文式筆記試験問題

〔商標〕

【問題Ⅰ】

商標法上の使用許諾制度に関して、以下の設問に答えよ。

ただし、解答に際してはマドリッド協定の議定書に基づく特例は、考慮しなくてよい。

(1) 使用許諾制度の趣旨について説明せよ。

(2) 商標法が規定する専用使用権及び通常使用権について、①設定・許諾の主体、②設定・許諾が認められる範囲、③効力発生要件及び④効力のそれぞれの観点から両者を比較しつつ説明せよ。

【40点】

【問題Ⅱ】

マドリッド協定の議定書の締約国Xの国民である甲は、X国においてクッキーを製造販売する法人である。令和元年（2019年）頃から、商標「ROHANY」は甲の業務に係る「クッキー」を表示するものとして、X国の需要者の間に広く認識されるようになり、現在に至っている。

令和3年（2021年）当時、日本国において当該クッキーは販売されていなかったが、X国を題材とするテレビ番組、SNS等で話題となることで、商標「ROHANY」は、甲の業務に係る「クッキー」を表示するものとして日本国内の需要者の間に広く認識されるようになり、日本でも販売してほしいという声が高まっていた。

そこで、甲は、商標「ROHANY」が付されたクッキーを日本国でも販売しようと考へ、X国における指定商品「cookies（クッキー）」に係る商標「ROHANY」についての商標登録を基礎として、日本国を指定するマドリッド協定の議定書第2条(2)に基づく国際出願をX国の官庁に行った。令和4年（2022年）3月4日にX国の官庁に受理された当該国際出願は、同年4月20日に国際事務局に受理された後、同年6月30日に日本国に通報され、令和5年（2023年）3月3日に商標権の設定の登録がされた。

甲は、令和4年（2022年）9月1日に、日本国において商標「ROHANY」が付されたクッキーの販売を開始し、当該商標は日本国の需要者の間に更に広く認識されるようになり、現在に至っている。

一方、日本国において洋菓子を製造販売する法人である乙は、商標「ROHANY」が付されたクッキーを取り上げたテレビ番組を見て、甲に無断で、日本国において、令和4年（2022年）4月15日に「洋菓子」を指定商品とする商標「ろはに」に係る商標登録出願を行った。当該出願については、令和4年（2022年）10月3日に商標登録をすべき旨の

（次頁に続く）

ゼミの講義展開と効果

effect

1 苦手とする分野を可視化し、法則を見出して苦手意識を一掃

例えば、意匠の類否判断は意匠審査基準の規定に基づきますが、様々な判断手法について文字だけで説明された審査基準を読んでもほとんど理解できません。また、国際系の分野は他国との繋がりまで理解しない限り、どのような状況を規定しているのかすら分からることでしょう。

ゼミではレジュメと図表を用いて、一から可視化して整理していきます。そこから各分野の法則を見出してもらい、苦手意識を一掃します。

effect

2 可視化で法則が見えたら、法則を使う実践練習で学習を有利に展開

例えば、論文意匠法の過去問では複雑過ぎるほどの類否判断が出ています。また、最近は国際系の問題もからんで出題され、受験生を悩ませています。

ゼミでは可視化して見出した法則をどのように使うかという実践の場も設けています。

多くの受験生がその場限りの勉強をし、そして混乱してしまうこの分野において、本試験でも通用する実践力をつけていきましょう。

合格者の声

一発合格



令和4年度一発合格
T.M.さん

「安西悠の苦手克服パーカクトゼミ」では、基幹講座ではありませんが扱うことのできない内容をやってもらえたので、大変役に立ちました。特に意匠の類否判断や侵害の成否については、このゼミでやっていなかったらほとんど理解をしていないままだったと思います。他にも184シリーズやマドプロ特例シリーズは、手続きのフローを通して学習することで、全体のイメージを掴むことができました。また、安西先生は正確に丁寧に指導をくださるので、どのように問題に取り組めば良いのかといった姿勢の部分でも、とても参考になりました。

スケジュール&カリキュラム

《実施時間》18:00~21:00

本ゼミには欠席Webフォローが付きます。《視聴可能期間》各回、講義実施日の2日後から2週間

回数	実施日	カリキュラム	回数	実施日	カリキュラム
1	9/16(土)	特許法論文<基本問題>	6	11/25(土)	論文向け判例マスター45
2	9/23(土・祝)	意匠法論文<時系列>理論編	7	12/02(土)	短答特184&実48シリーズ理論編
3	10/07(土)	意匠法論文<時系列>実践編	8	12/09(土)	短答特184&実48シリーズ実践編
4	10/21(土)	意匠法論文<侵害系>理論編	9	12/16(土)	短答マドプロ特例理論編
5	11/04(土)	意匠法論文<侵害系>実践編	10	12/23(土)	短答マドプロ特例実践編

※本ゼミは演習の時間を設けておりません。すべて講義(休憩含む180分)で進行いたします。

使用教材

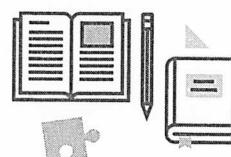
安西講師オリジナルレジュメ (実施日当日に随時、教室内で配布します)

受講料

受講形態	回数	受講料(税込)	講座コード
新宿エルタワー本校 通学	全10回	70,000円	MA24490

※本ゼミのお申込みには各種割引制度およびGo!Go!ポイント等の割引は一切ご利用いただけません。
※教材料は受講料に含まれます。

※定員になり次第、受付を終了させていただきますので予めご了承ください。



解約・返品について

1. LEC 申込規定第3条【解約・返金等】(<http://www.lec-jp.com/kouzamoushikomi.html>)によるものとします。
2. 弊社所定書面をご提出下さい。実施済受講料、解約手数料等を差し引いた上で返金させていただきます。
3. 返品に伴う送料は、お客様負担となります。その他、教育クレジット手数料、ポイントの精算等の詳細につきましては、お申込前に必ず、LEC 申込規定第3条【解約・返金等】をご参照ください。